

別添

丹後王国「食のみやこ」の貸付に係る留意事項

施設活用団体は、以下の事項に留意の上、丹後王国「食のみやこ」を借り受けるものとする。

1 施設及び設備等の維持保全に関する事項

施設活用団体は、活用施設について、効果的・効率的で適切な維持管理を行うこととします。

なお、施設の活用に際しては、関係法令等に基づく官公署の免許、許可、認可等を有することが必要となります。（委託による場合は、委託先が免許等を有していること。）

また、施設活用団体は、施設内で人身事故や物損事故が発生し、管理者責任による損害賠償責任を負った場合に備えて、次の賠償責任保険に加入することとします。

保険の基本的内容

保険の種類等	補 償 額		
	対人	1 名	100,000,000 円
施設賠償責任保険		1 事故	100,000,000 円
	対物	1 事故	10,000,000 円

※小規模店舗等について、上記補償額を減額することも可能。

※その他、建物共済に加入していただきます。（R8 分担金 19,845 円）

（1）施設及び備品等の維持管理

貸借物の維持管理については、次の項目について、日常巡視点検、精密点検、法定点検、清掃、整備等を必要な資格保有者を配置して行うものとします。

有資格者の配置

資格名称	根拠法令
防火管理者	消防法（昭和23年法律第186号）第8条
電気主任技術者	電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条

①保守点検

ア 宿泊施設、体験施設、レストラン等 園内各施設

イ 給排水施設、電気施設、照明施設、防火施設、園内遊歩道等

ウ その他付属設備

②森林等維持管理

森林、果樹園、農園等の維持管理、遊歩道周辺の刈り払い等

③その他維持施設管理業務

ア 宿泊施設、体験施設、レストラン等 園内各施設

イ 給排水施設、電気施設、照明施設、防火施設、園内遊歩道等

ウ 駐車場、進入路

エ その他付属設備

(2) 物品関係

保守点検管理

(3) 清掃・衛生管理

清掃・衛生管理については、施設の環境を維持し、快適な環境を保つために必要な清掃等を適切に行うこととします。

① 日常定期清掃・塵芥処理

ア 日常清掃

イ ガラス清掃（年2回程度）

ウ 塵芥処理（年1回程度）

② 水槽類清掃

ア 飲料水施設清掃（年1回程度）

イ 汚水槽清掃（年1回程度）

ウ 汚水マス清掃（年1回程度）

エ 雨水槽清掃（年1回程度）

オ 雑用水施設清掃（年1回程度）

③ 害虫駆除

施設及び樹木の害虫を適宜駆除（年1回以上程度）

(4) 警備について

① 開園時間内の警備

施設内を適宜巡回し、不審者・不審車両の進入防止、火の元等の点検、不審物の点検等を行うこと。

② 開園時間外の警備

機械警備を基準とし、異常発生時には速やかに対応すること。

2 施設運営に関する事項

(1) 利用者の安全確保

気象関係情報の収集等、災害その他の事故等の未然防止に努めるとともに、万が一発生した場合は、利用者の避難誘導等安全確保に努め、適切かつ迅速な措置を講じること。

(2) 利用者へのサービス向上等に関する取組

- ① 園内案内だけでなく、地域の特産物の紹介や観光情報の提供等、利用者の要望や意見等に誠意を持って対応すること。
- ② 積極的な広報活動を行うとともに、周辺施設等との連携や、地域の各種関係団体や教育機関等との連携を強化し、相互の利用促進及び誘客促進に努めること。
- ③ 独自商品の開発や、地元食材を活かしたメニュー開発、既存施設の活用など、常に新鮮な商品や時間を提供し、魅力ある施設運営に努めること。
- ④ ホームページを随時更新する等、常に最新の情報発信に努めること。
- ⑤ 利用者のニーズや満足度を把握しサービス向上に繋げるため、アンケート調査を毎年実施すること。
- ⑥ サービスの向上に必要な職員研修を行うこと。

(3) 地域に密着した事業展開に関する取組

- ① 地元農産物を活かした商品開発や、農産物等の集荷・販売機能の確立・拡大による地域商社機能を構築し、地元特産品のPRに努めること。
- ② 「食」の人材育成を中心とした10次産業化の推進により地域経済の発展に努めること。
- ③ 丹後全域の観光情報等の総合発信拠点を目指した誘客対策等、関係機関と連携した地域の観光振興や地域文化の発信等に努めるとともに、丹後王国「食のみやこ」協力会の事務局を継承し地域の活性化に努めること。
- ④ 地元市町の施策や催事への施設の貸し出しなどにも積極的に参画し、地域の活性化に努めること。(例：マラソンコースの一部、フェスタや祭典の開催 等)
- ⑤ 「道の駅」としての機能を保持するための各種業務を行い、施設や地域の活性化に努めること。(丹後王国「食のみやこ」協力会の事務局継承を含む)
- ⑥ 施設の機能を最大限に活用するため、酒類の製造・販売に必要な体制を整えること。
- ⑦ 丹後地域の特性を活かした農林漁業体験や自然体験等のツアー企画等の幹旋に必要な体制を整えること。
- ⑧ その他、府の施策や、施設整備等の委託事業に協力すること。

3 事業計画・事業報告等に関する事項

① 事業計画書

施設活用団体は、次年度の事業計画書を作成し、毎年度2月末までに府に提出すること。

② 事業報告書

施設活用団体は、毎年度終了後50日以内に事業報告書を府に提出すること。

③ 事業実施報告書

施設活用団体は、各事業の実施状況報告書を毎月、府に報告すること。

④ 随時報告

入園者報告：毎週月曜日に、前日までの入園者数を報告すること。また、毎月、月末の状況を翌月速やかに報告すること。

収入状況報告：毎月月末に前月の収入状況を報告すること。

事故等報告：休園、事故発生等、必要事項を随時報告すること。

アンケート調査：アンケート調査結果・対応策等について報告すること。